

賃 金 規 程

(目的)

第1条 この規程は、合同会社天神町（以下「会社」という。）就業規則第30条及び会社パートタイム労働者就業規則第26条の規程に基づき、会社社員の賃金のうち、基本給に関する事項を定める。

(常勤職員の基本給)

第2条 常勤職員の基本給は、職階区分に応じ、別表1「賃金表1（常勤職員）」のとおりとする。

2 前項に定める職階区分は、別表2「任用要件（常勤職員）」に定める任用要件に基づき、次の各号の要件を判断して定める。

- 一 資格等要件
- 二 職務内容
- 三 職務遂行能力
- 四 習熟に必要な業務教育
- 五 その他考慮すべき事項

(時給制職員の基本給)

第4条 時給制職員の基本給は、別表3「賃金表2（時給制職員）」のとおりとする。

(職階区分の更新)

第5条 第2条に定める職階区分については、別紙4「勤務評価」の結果に基づき更新する。

2 前項の更新は、毎年4月に前年度の評価を行い、その結果に基づき、毎年6月に行う。

3 時給制職員についても勤務評価を行い、その結果を時給に反映させることができる。

付則 この規程は平成29年9月1日より施行する。